

鹿児島県介護福祉士実務者研修受講資金のご案内 (平成28年度募集)

介護の専門的な人材を確保するため、介護福祉士の実務者養成施設（以下「実務者養成施設」という。）で修学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対して、実務者研修受講資金（無利子）を貸し付けます。

県内等の社会福祉施設等で2年間、介護等業務に従事した場合（注）は、返還が全額免除されます。

（注）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災の被災県（岩手、宮城県及び福島県に限る。）において業務に従事する場合は、他都道府県も含まれます。

1 実施期間 5年間（平成28～32年度の在学学生）

2 募集人員 平成28年度 26人程度
※平成28年度の貸付資金の枠内

3 応募資格

- (1) 鹿児島県内（以下、「県内」という。）に住民登録している方
- (2) 県内の実務者養成施設に在学している方
- (3) 実務者養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の国家試験（以下、「国家試験」という。）の合格を目指し、合格後は県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方
- (4) 国家試験の筆記試験前日までに、3年以上の実務経験を有することが見込まれる方 ※国家試験の受験資格を満たすことが必要です
- (5) 次の事項に該当しない方
 - ①他の都道府県の資金を借り受けている方
 - ②生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用した資金を同じ目的で借り受けている方
 - ③職業訓練として実務者研修を受講する方
 - ④教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して実務者研修施設へ修学する方

4 貸付条件

- (1) 貸付額 100,000円以内
- (2) 貸付金利 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年5.0%の延滞利息）
- (3) 貸付回数 同一の貸付対象者に対し1回限り
- (4) 送金方法 借受人の指定する金融機関の口座に1回で振り込む

5 資金の返還が免除される場合

実務者養成施設を卒業後1年以内に国家試験に合格し、県内において、介護等業務に2年間従事した場合

6 資金の返還方法等

(1) 返還が必要な場合

- ① 実務者養成施設を退学した場合
- ② 実務者養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行わず、介護等業務に2年以上従事しなかった場合

(2) 返還期間 1年以内

(3) 返還方法 原則一括で返還

7 提出書類

(1) 貸付申請書

(2) 従事している介護事業所等（予定を含む。）の推薦書

(3) 生計を一にする者（以下「世帯員」という。）全員の住民票

(4) 世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書

(5) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

※未成年の借受者については、認印の使用が可能であり、印鑑証明書は不要

(6) 個人情報の取扱いについての同意書

8 連帯保証人

(1) 連帯保証人が1人必要

ただし、借受者が未成年の場合は、法定代理人（父母、親権者等）を含め2人必要

(2) 法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね60歳未満で生計を別にする方

9 申請手続き

(1) 申請方法

上記7の書類を、表面左側に「介護関係資金申請書在中」と朱書きした封筒に入れて、鹿児島県社会福祉協議会に提出してください。

(2) 申請（募集）期間

下記の募集期間に実務者養成施設に在学する方が、同期間中に申請することができます。

○ 第1期募集：平成28年10月3日～平成28年11月18日

○ 第2期募集：平成29年1月4日～平成29年1月31日

※ただし、平成28年度の貸付枠が埋まり次第、締め切ります。

10 お問い合わせ先

申請手続きや提出書類等については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

○社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 民生部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）

TEL：099-214-3701 FAX：099-214-3812

（資料：平成28年9月）